



## DEPARTMENT OF THE AIR FORCE PACIFIC AIR FORCES

2021年12月24日

横田基地所属の全人員に対する覚書

差出人: 第374空輸航空団司令官

件名: 横田基地における移動制限(ROM)方針に関して

参考資料: (a) 国防長官補室 2021年4月12日付、*軍健康保護指針(補足事項20) – コロナウイルス感染症2019 パンデミック時における旅行に関する国防総省の指針*  
(b) 在日米軍司令部(USFJ) 2021年12月22日付け、*軍公衆衛生保護(FPH) 令21-004*

1. この覚書の指針は、横田基地に入門する全員が守ることを**義務付け**るとともに、在日米軍司令部または他の更に上級司令部からの全ての命令または指導を補足する。更に、この指針は、米国人、米国シビリアンならびに契約業者、ならびにそれらの扶養家族、接受国従業員 [例: 基本労務契約(MLC) および諸機関労務協約(IHA)] および基地に入門する他の全ての個人に対する指針である。(横田基地に)一時的に立ち寄る乗員で他の指針が適用される者には、この指針は適用されない。
2. この指針にある地域の定義は、日本国とする。この方針に違反する米軍人は、統一軍法第92条に基づき処罰の対象とされる可能性がある。日米地位協定が適用される米国シビリアンおよび同協定が適用される契約業者ならびに扶養家族が違反した場合、米軍に帯同して基地に滞在する資格剥奪、扶養家族の早期送還、もしくは基地立入禁止等の行政処分、または当該従業員は海外の環境に適応できなかつたと判断される可能性がある。
3. 全ての軍人、米軍兵、現在兵役にある予備兵および州兵(業務内容の記述によっては国防総省勤務のシビリアン、契約従業員も該当する)で、日本に派兵される、もしくは一時的な義務の旅行(TDYまたはTAD)で日本に滞在する人員については、日本への入国前にワクチン接種済みで

なければならない。これには、作戦のために移動する部隊、個人のオーグメンティ（他部隊等の人員不足を補うために補充される人員）、軍事演習支援要員を含む。

#### 4. 移動制限（ROM）の定義：

- a. **日米地位協定適用人員**：日米地位協定適用人員のROMとは、日本に到着後、一定期間中、もしくは医療専門家から許可を得るまで、住居、他の適切な宿泊地等（例、基地の宿泊施設）または指定地域に限定的に滞在する事と定義する。日本国の地域における個人的な、任務に必要な不可欠と見なされない旅行については、ROMの対象外とする。司令官および監督官は、参考資料(a)ならびに(b)に従い、休暇を取る人員のリスク評価を行う事が義務付けられる。日米地位協定適用人員とは米国軍人、米国シビリアン従業員、日米地位協定が適用される契約業者、および日米地位協定が適用される全人員の扶養家族が含まれるが、それらに限られるものではない。住居や宿泊地とは全ての居住域を指し、これには家（一戸建て、二世帯住宅、集合住宅）、基地内の寮、アパート、および基地の宿泊施設を含む。ワクチン未接種の人員はトイレやシャワーを共同使用する寮の部屋でのROMは禁止する。また、基地外の宿泊施設におけるROMも禁止する。

1) **ワクチン接種済みの日米地位協定が適用される人員**：ワクチン接種を既に完了（2回の接種または一回の接種で完了するタイプのワクチンを受けてから14日後）している全ての米国軍人、米国シビリアン、および日米地位協定が適用される人員は、出張中の人員も含め、**他国から日本に到着後、公共交通機関以外の手段でそれぞれの宿泊地に直行し、少なくとも14日間は米軍施設内（もしくは、基地外に居住する者は自宅）に滞在を限定する。**での限定的滞在の制限を解除しても良い。ROMの手順は次の通りとする：

- a. ワクチン接種を完了していて、この軽減されたROMポリシーを希望する旅行者は、所属する部隊の旅行調整役、ファーストサージェント、または他の指定された人員に、ワクチン接種済であることを書面で証明しなければならない。全ての旅行者は、日本到着時に、ワクチン接種完了証明カードの原本もしくは電子版、またはワクチン接種を記録する診療記録（カルテ）を携行していること。

b. 人員は、14日間のROM期間中、無症状でなくてはならない。もしも症状が現れた場合、人員は、横田基地公衆衛生課と調整のうえ、COVID-19対策の手順に従い必要とされる検査・隔離を受ける。

c. 基地外または勤務する基地以外の米軍施設に在住する人員は、14日間のROM期間中、自家用車/公用車を使用のうえ、または自転車/徒歩にて、居住地と勤務地を直行で往来しても良い。空軍または国防総省のガイドラインで禁止される公用車の使用については、本覚書でも許可されない。14日間のROM期間中は、基地外における公共交通機関の使用は許可されない。

d. **ROM開始から5日目または5日後ワクチン接種済みの人員はPCRまたは抗原検査を受けることが要求される。**もしも検査結果がCOVID-19に陽性の場合、当該人員は、横田基地公衆衛生課のガイドラインに従い、隔離を行う。**(5日目/後に受けた)検査で陰性だった人員は、14日が経過した後、米軍施設内（または基地外の住宅）のみの滞在限定を解除しても良い。**

e. ROM開始から5日目または5日後に受けた検査にて**陰性の結果を受けるまで、人員は、全ての公共の場および在日米軍施設内にてマスクを着用のこと。**民間機専用空港で、国際線を利用した者が受ける検査は、この条件を満たすものではない。ワクチン接種状況またはROMの実施状況にかかわらず、**基地外ではマスク着用が要求される。**

f. 日本において、医療施設もしくは承認済みの民間により提供される方法（民間機専用国際空港において到着直後に行われる日本のテストも含む）で行うCOVID-19のテストで陰性の結果が出た場合、ワクチン接種完了者は基地外での必要不可欠なサービスを利用する許可が与えられる。

g. 14日間のROM期間中、ワクチン接種完了者は、基地内の全ての施設を利用することができる。

h. 前述の手順からのいかなる逸脱の要求も、方針への例外として、適切な許可権限を持つ者を通す必要がある。

2) 日米地位協定が適用される人員でワクチン未接種の者：日米地位協定が適用される全ての米国軍人、米国シビリアン、および個人で、**他国から日本に到着する者は、ワクチン接種未完了の場合は、到着後、公共交通機関以外の手段を用いて居住地に直行し、同地にて7日間、当該地に滞在する。**それから引き続き、**7日間**（8日目から14日目）は、**配属される米軍基地内に行動を限定し、合計14日間のROMを実施する。**ROM期間中は、次の条件が適用される。

a. 人員は、ROM実施期間中の14日間、無症状でなければならない。もしも症状が現れた場合、人員は、横田基地公衆衛生課または他の適切な医療従事者と調整のうえ、COVID-19の手順に従い必要とされる検査・隔離を行う。

b. ROM期間の最初の7日間は、日本の担当地域到着日より開始し、7日目に、同国への到着時間と同時刻をもって満了とする。

c. **ROM期間の最初の7日間を完了する条件として、人員はROMを実施して5日目もしくは5日後、PCRもしくは抗体検査を受け、その結果が陰性であることが要求される。**

d. 基地外に居住する人員は、ROM期間中の最初の7日間は滞在を住居に限定する。ROM実施から5日目に要求される検査目的での例外は認められる。

e. ROM実施から**8日目～14日目**の期間、人員は、第374空輸航空団の公衆衛生非常事態におけるガイドラインに従い、基地内の全施設を利用しても良い。基地外に在住の人員は、居住地か所属する施設のみに滞在、もしくは自家用車/公用車（公共交通機関の使用、サイクリング、または徒歩にて住居と施設の往来は許可されない）を使用のうえ、これら2カ所を直行ルートで往来すること。空軍または国防総省のガイドラインで禁止される公用車の使用については、本覚書でも許可されない。（ROM実施期間中）**1日目から14日目における公共交通機関使用は認められない。**

f. 家族でワクチン接種完了者とそうでない者が同居する場合、接種完了者は、完了した人員を対象としたポリシーに従い、未接種のメンバーは、未接種のそれに従う。接種完了者と未接種者が活動を共にするのは、家族同士に限定する。独身の空軍兵で浴室共同使用の寮で生活をする者は、他の空軍兵と一緒にROMを実施・終了してはならない。

g. ワクチン未接種の人員は、義務付けられたROMが完了するまで、新来者向けブリーフィングに参加もしくはUSFJ 4 EJ（基地で発行する運転許可証）を取得することができない。

h. 前述の手順からのいかなる逸脱の要求も、方針への例外として、適切な許可権限を持つ者を通す必要がある。

3) 90日以内にCOVID-19検査で陽性が判明した人員：米国軍人、米国シビリアン、または日米地位協定が適用される人員で、この90日以内に他国から日本に到着後、COVID-19への陽性が判明した全人員は、要求されるテストを受ける場合は例外として、それぞれのワクチン接種状況に応じたROMを実施する。要求されるROMの終了後、無症状の人員については、米軍施設内（基地外に在住の者については、自分の居住地）の滞在限定を解除しても良い。ROM解除のテストは必要とされない。ワクチン接種完了者が、過去90日以内に検査で陽性が判明した場合、医療従事者から許可がおりるまで、全ての公共の場ならびに在日米軍施設内においてマスクを着用のこと。以下の手順が適用される：

a. 文書で指定され責任を任された部隊の旅行調整役または専門の医療従事者が前回の検査結果を審査する。全旅行者は、専門の医療従事者が承認した適切な書類の本体または電子版コピーを携帯すること。

b. 人員は、ROM期間中、無症状でなければならない。もし症状が現れた場合、当該人員は、横田基地公衆衛生課と調整のうえ、COVID-19の手順に従い、必要に従って検査および隔離を行う。

c. ROM期間、人員はDoDEA（基地内の学校）施設および敷地を除き、基地内の全施設を利用しても良い。

d. 前述の手順からのいかなる逸脱の要求も、方針への例外として、適切な許可権限を持つ者を通す必要がある。

b. 日米地位協定が適用されない人員：日米地位協定が適用されない人員にとってのROMは、それぞれのワクチン接種状況に応じたROM期間中、もしくは医療機関から許可が出るまでの間、基地への入門が認められない事と定義する。日米地位協定が適用されない人員とは、退役米軍人および基本労務契約（MLC）および諸機関労務協約（IHA）を含む全ての接受国従業員を指

すが、それに限るものではない。日米地位協定が適用されない人員はROM実施期間中は、基地への入門は認められない。日米地位協定が適用されない人員で、横田基地に在住する者（例：航空自衛隊員）については、基地内の住居にてROMを実施することが許可される。

4. **ROMの例外:** ROMの適切な実施は、基地内において新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ最も有効な手段である。人員はROM実施期間中は、米軍施設内におけるワクチン接種完了者対象のROMを実施する許可を得た者でない限り、もしくは下記の理由以外では、住居または居所を離れない事とする：

- a. 住居または居所内またはそれらのごく近辺にある場所で洗濯など短時間の用事を行う場合（共有施設は使用後除菌、清掃を適宜行う）。
- b. 住居または居所の近所において、家族以外の人間と6フィート以上の距離を保って、短時間ペットを散歩させる。
- c. 住居または居所の中庭で運動する。（これには公共の遊び場または基地内の買物施設の使用は含まない）
- d. ROM終了にあたり、COVID-19の検査を受ける。
- e. 横田基地以外の基地を勤務地とする人員は、在日米軍車両を使用して他の在日米軍施設、住居または居所に移動する、または、軍用機もしくは軍が契約する航空機が他の在日米軍施設に行くことが見込まれる場合に限り、横田基地旅客ターミナルに行く、もしくは
- f. 医療的緊急事態もしくは住居または居所に火災が発生した場合。

ROMポリシーに対する例外措置を利用する全人員は、住居または居所の外にある時には常にマスク着用が義務づけられる。

5. **社会的距離：**住居または居所の外で活動する場合は、常に厳格な社会的距離（他の全ての人から6フィートの距離）を維持すること。アメリカ疾病管理予防センター（CDC）は、*社会的距離*を「人が集まる環境や大衆の集合する場を避け、他人との距離（約6フィートまたは2メートル）を保つこと云々」と定義している。ワクチン未接種でROMを実施中の人員は、ROMについての必要条件を満たすまで、基地内のすべての公共の場（例、カミサリー、BX、ショペット、ジムまたは他人がいることが予想される他の場所）への立ち入りを禁じる。

6. **ROM中の健康観察:** ROM中は、新型コロナウイルスの症状を自ら観察すること。これには可能であれば1日2回の検温による発熱有無の確認、咳や息苦しさに注意する等が含まれる。もし、症状が現れた場合、自己隔離し、医療担当者に電話連絡する。**基地内からかける場合：225-8864をダイヤルし、7を選択する、基地外からかける場合：042-552-2510内線58864をダイヤルし、7を選択する。**新型コロナウイルスの症状がある場合は医療スタッフからの指示がない限り、医療機関に行かないこと。

7. **ROMの報告:** 横田基地はROMの状況追跡100%を方針としている。自分のROM状況について、自分のスポンサーまたは所属組織の代表者が、在日米軍と横田基地の方針通り、確実に報告を行うようにする。報告を怠った場合は、ROM期間の延長、もしくは懲戒/行政処分の可能性がある。一時的に滞在する人員や契約業者で、スポンサーや連絡先が不明の者は、関東ロッジのフロントデスクに自分の到着とROMの状況を伝える。

8. **日本国への入国および運用上のセキュリティについて：** SOFAが適用される人員は、日本の担当地域に到着時、COVID-19の追跡アプリをダウンロードする必要はない。また、日本政府のCOVID-19に関する手順に従う誓約書に署名する必要もない。司令官は、軍人に対し、米国政府が提供する以外のCOVID-19追跡アプリを個人のモバイル機器にダウンロードする際は、運用上のセキュリティに注意するよう促すこと。外国の機関が、類似するアプリからユーザーの位置情報やスマホ情報を収集していた可能性を示唆する証拠がある。このリスクがあるため、日米地位協定が適用される人員は、そのようなソフトウェア/アプリをダウンロードすることは推奨されない。しかし、日米地位協定が適用される人員は、COVID-19の追跡アプリをダウンロードしない/誓約書への署名を拒否することで、目的地へ行く事ができなくなる場合は、ダウンロード署名をする選択をしても良い。米軍施設または居所に到着後、日米地位協定が適用される人員は、日本政府が要求するCOVID-19追跡アプリを、個人の機器から削除することが許可される。米国政府から提供される以外のアプリ/プログラムは、米国政府から支給される電話またはコンピューターで使用することが認められない。

9. 部隊は、ROMを実施中の人員と調整し、それら人員に食料・飲料水ならびに他の必需品が十分に供給されるようにすること。これには頻繁に使われる表面および家を清潔に保つための表面クリーナー、ペーパータオル、ブラシ付きトイレ清掃用品、衣類用洗剤、食器用洗剤ならびにスポンジ等が含まれる。更に、入手可能であれば、個人的衛生用品に加え、ウィルス感染拡大防止用品および感染をモニターするための品も含む。

10. 上記以外の手順でROMを実施することを希望する者は、各々が所属する在日米軍（陸・海・空・海兵隊等）の将官レベルの司令官もしくは副司令官に、ポリシーに対する例外（ETP）許可申請を提出し、在日米軍司令部J5（indopacom.yokota.usfj-j54.list.all@mail.mil）を通じて日本政府との調整を行うこと。これらの希望は、運用面における影響および人道的必要性によるものに制限される。士気または生活の質に関係する理由からの希望は検討の対象外とする。
11. 何か不明な点がある場合は、中隊長の指示を仰いでください。

米国空軍大佐アンドリュー J キャンベル  
第374空輸航空団司令官